

【貨物】行政処分状況（令和2年3月分）

トラック

(1) 行政処分又は命令の年月日	令和2年3月5日
(2) 事業者の氏名又は名称及び主たる事務所の位置	(事業者) 株式会社 沖縄エンタープライズ 代表取締役社長 管野 吉春 (法人番号8360001007265) (位置) 沖縄県沖縄市松本7丁目16番23号
(3) 当該行政処分又は命令に係る営業所の名称及び位置	(事業者) 本社営業所 (位置) 沖縄県沖縄市字登川2810番地
(4) 行政処分又は命令の内容	輸送施設の使用停止(33日車)、文書警告
(5) 主な違反条項	貨物自動車運送事業法第17条第4項
(6) 監査実施の端緒及び違反行為の概要	令和元年10月16日、適正化実施機関の行った巡回指導の評価結果を端緒に監査実施。8件の違反事実が認められた。 (1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条第1項～3項) (2)運行記録計による記録違反(安全規則第9条) (3)運転者台帳の記載事項不備(安全規則第9条の5第1項) (4)運転者に対する指導監督義務違反(安全規則10条第1項) (5)初任運転者の特別な指導実施義務違反(安全規則10条第2項) (6)高齢運転者の適性診断受診義務違反(安全規則第10条第2項) (7)日常点検の未実施(道路運送車両法第47条の2) (8)運行管理者解任の未届出(安全規則第19条)
(7) 当該行政処分により当該営業所に付された違反点数及び事業者の累積点数	(事業者) 4点 (当該営業所) 4点

トラック

(1) 行政処分又は命令の年月日	令和2年3月12日
(2) 事業者の氏名又は名称及び主たる事務所の位置	(事業者) 株式会社 八島建設 代表取締役社長 仲座 長市 (法人番号7360001013215) (位置) 沖縄県石垣市浜崎町3丁目10番地
(3) 当該行政処分又は命令に係る営業所の名称及び位置	(事業者) 本店営業所 (位置) 沖縄県石垣市浜崎町3丁目10番地
(4) 行政処分又は命令の内容	輸送施設の使用停止(20日車)、文書警告
(5) 主な違反条項	貨物自動車運送事業法第17条第4項
(6) 監査実施の端緒及び違反行為の概要	令和元年12月4日、公安委員会からの通報を端緒に監査実施。1件の違反事実が認められた。 (1)コンテナ落下防止措置未実施(貨物自動車運送事業輸送安全規則第5条)
(7) 当該行政処分により当該営業所に付された違反点数及び事業者の累積点数	(事業者) 2点 (当該営業所) 2点